

I 表の見方

1 会計区分について

(1) 普通会計

普通会計とは、公営事業会計（公営企業会計及び(2)～(7)）以外の会計を合算純計したものである。

(2) 収益事業会計

収益事業会計とは、競馬、自転車競走、小型自動車競走、モーターボート競走及び宝くじ事業に係る会計をいう。

(3) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱うものとする。

(4) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

(5) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(6) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

(7) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

2 調査対象

調査対象となった団体は、令和6年3月31日現在の市町村、一部事務組合（広域連合含む）である。

普通会計	市町村 63 団体	一部事務組合 39 団体	広域連合 2 団体
国民健康保険事業会計	事業勘定 63	直診勘定 3	
後期高齢者医療事業	63 事業		
介護保険事業会計	事業勘定 61（うち一部事務組合1）	サービス事業勘定 19	
収益事業会計	5 事業（うち一部事務組合3）		
交通災害共済事業会計	5 事業（うち一部事務組合1）		

3 調査期日

令和6年5月31日（出納閉鎖期日）現在

4 その他

*財政指標等については、各項目で端数処理をしているため、表上の計算と一致しない場合がある。

I 表の見方

5 主な用語解説

(1) 基準財政需要額

普通交付税の算定に当たって、各地方公共団体が合理的、かつ標準的な水準の行政運営を行うために必要な一般財源の額を算定するものであり、行政項目ごとに次の算式により算出されるものである。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

(2) 基準財政収入額

各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方公共団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額とされており、具体的には地方公共団体の標準的な税収入の一定割合により算定された額となる。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75/100 + \text{地方譲与税等}$$

(3) 標準税収入額等

地方税及び地方譲与税等の収入見込額の理論値をいう。

$$\begin{aligned} \text{標準税収入額等} = & \{ \text{基準財政収入額} - (\text{特別とん譲与税} + \text{地方揮発油譲与税} + \text{石油ガス譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{航空機燃料譲与税} + \text{森林環境譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{市町村民税所得割に係る税源移譲相当額の25\%} + \text{地方消費税交付金に係る引上げ分の25\%} + \text{分離課税所得割交付金}) \} \times 100/75 + (\text{特別とん譲与税} + \text{地方揮発油譲与税} + \text{石油ガス譲与税} + \text{自動車重量譲与税} + \text{航空機燃料譲与税} + \text{森林環境譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{分離課税所得割交付金}) \end{aligned}$$

(4) 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税、臨時財政対策債発行可能額を加算した額。

なお、平成16年度から標準財政規模には臨時財政対策債発行可能額を含める制度となっているが、決算状況調査では平成20年度から臨時財政対策債発行可能額を含めた表記としている。

$$\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額等} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$$

I 表の見方

(5) 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3か年の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

原則、単年度で「1」以上の市町村には、普通交付税は交付されない。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

上記により算出した率の令和3年度～令和5年度の3か年平均

(6) 形式収支

歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額。

$$\text{形式収支} = \text{歳入総額} - \text{歳出総額}$$

(7) 実質収支

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額のこと。形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越、繰越明許費繰越等の財源を控除した額。黒字・赤字団体の区分の指標となる。

$$\text{実質収支} = (\text{歳入総額} - \text{歳出総額}) - \text{翌年度に繰り越すべき財源}$$

(8) 単年度収支

実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度における実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

$$\text{単年度収支} = \text{実質収支} - \text{前年度の実質収支}$$

(9) 実質単年度収支

単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩し額）を差し引いた額。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩し額}$$

(10) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合。なお、平成19年度から分母に臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

I 表の見方

(11) 経常一般財源等比率

歳入構造の弾力性を判断するための指標で、経常的に収入される財源のうち、使途が特定されない収入である経常一般財源の標準財政規模に対する割合。なお、平成 19 年度から分母に臨時財政対策債発行可能額が含まれる。

$$\text{経常一般財源等比率} = \frac{\text{経常一般財源等}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(12) 経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費などのように毎年度経常的に支出する経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）の総額と減収補てん債（特例分）及び臨時財政対策債の発行額の合計額に占める割合。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常的経費に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等総額} + \text{減収補てん債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(13) 公債費負担比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指数の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合。

$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額（減収補てん債（特例分）・臨時財政対策債含む）}} \times 100$$

(14) 実質赤字比率

一般会計等に赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率。黒字の場合、比率なしとなる。早期健全化基準は財政規模に応じ 11.25%～15%以上、財政再生基準は 20%以上となっている。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(15) 連結実質赤字比率

全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、団体全体としての赤字額がある場合に、その赤字額を標準財政規模で除した比率。黒字の場合、比率なしとなる。早期健全化基準は財政規模に応じ 16.25%～20%以上、財政再生基準は 30%以上となっている。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

I 表の見方

(16) 実質公債費比率

一般会計等の地方債償還金に限らず、公営企業会計の地方債償還金に充てたと認められる一般会計からの繰出金や、一部事務組合が起こした地方債の償還金に充てられたと認められる負担金など、一般会計等が実質的に負担したと考えられる公債費の額を、標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。

地方債協議制度の下で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要。早期健全化基準は 25%以上で、財政健全化計画の策定を前提として地方債の発行に際し許可が必要。財政再生基準は 35%以上で、財政再生計画の同意がなければ災害復旧事業債等を除いて起債が制限される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{(E-D)} \times 100$$

A：地方債の元利償還金（繰上償還等を除く）

B：地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）

C：元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源

D：元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額

E：標準財政規模

上記により算出した率の令和3年度～令和5年度の3か年平均

(17) 将来負担比率

一般会計等の地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、退職手当の負担見込額、出資法人への損失補償や公社の負債など、当該団体が支払う可能性のある負担額（将来負担額）を標準財政規模（普通交付税の基準財政需要額に計上される額を除く。）で除した比率。

早期健全化基準は 350%（政令指定都市は 400%）、財政再生基準は設けられていない。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(A-B)}{(C-D)} \times 100$$

A：将来負担額 一般会計等の地方債現在残高

債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号に該当するもの。）

公営企業会計等の地方債元金償還金に対する繰出見込額

加入する組合が起こした地方債元金償還の負担見込額

退職手当の負担見込額

設立した法人等の負債、損失補償等の負担見込額

連結実質赤字額

組合等の連結実質赤字額

B：充当可能財源 地方債の償還に充当可能な基金額及び特定財源

地方債現在高等の基準財政需要額への算入見込額

C：標準財政規模

D：元利償還金及び準元利償還金のうち、基準財政需要額に算入された額

*早期健全化基準、財政再生基準

平成20年度決算から、上記(13)～(16)の4つの比率のうち1つでも各基準以上となると、早期健全化団体または財政再生団体となり、財政健全化計画、財政再生計画の策定が義務付けられ、計画的な財政健全化のための改善努力が求められることになった。

I 表の見方

(18) 実質債務残高比率

地方債の現在高と債務負担行為により支出すべき実質的な債務額（履行すべき額が確定している支出予定額）の標準財政規模に対する割合を表す。

$$\text{実質債務残高比率} = \frac{A + B + C}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

A：地方債現在高

B：債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額

C：実質的な債務負担行為に基づく翌年度以降の支出予定額

(19) 財政調整基金比率

財政調整基金残高の標準財政規模に対する割合を表す。

$$\text{財政調整基金比率} = \frac{\text{財政調整基金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

(20) 義務的経費比率

歳出総額に占める義務的経費の割合を表す。

$$\text{義務的経費} = \text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}$$

$$\text{義務的経費比率} = \frac{\text{義務的経費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$